

神奈川県高齢者居場所づくり等支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、直近の物価高騰の影響によりその継続に支障が出ている、地域のボランティア等が実施する高齢者の居場所やケアラー支援の場（高齢者の通いの場、認知症カフェ、老人クラブ及び老人クラブ連合会、ケアラーズカフェ）等の活動を支援するため、神奈川県が予算の範囲内で「高齢者居場所づくり等支援金」（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給対象とする者は、神奈川県内に活動拠点を置く福祉関係のボランティア団体等（任意団体を含む。）のうち、次の各号のいずれかの活動を実施している団体とする。ただし、地方公共団体又は地方公共団体の委託を受けて、当該活動を実施している団体は、対象外とする。

(1) 高齢者の通いの場

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指した、介護予防事業に資する住民主体の活動。

(2) 認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合うための活動。

(3) 老人クラブ及び老人クラブ連合会

平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づく団体活動。

(4) ケアラーズカフェ

介護者（ケアラー）同士の交流・息抜き・情報収集等のための居場所・たまり場運営の活動。

(支給要件)

第3条 支援金は、前条各号に掲げた活動の種類ごとに、次の要件を全て満たす場合に支給する。

(1) 高齢者の通いの場

- ① 令和5年10月1日以降、申請日の属する月の前月まで、毎月、65歳以上の参加者が10名以上の活動実績があること。
- ② 申請時に事業実施等に当たっての誓約書及び活動実態がわかる資料を提出できること。

- ③ 過去2年以内に違法な活動歴がないこと。
- ④ 団体が政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- ⑤ 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。
- ⑥ 暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

(2) 認知症カフェ

- ① 令和5年10月1日以降、申請日の属する月の前月まで、毎月、認知症の方ご本人の参加者が1名以上の活動実績があること。
- ② 申請時に事業実施等にあたっての誓約書及び活動実態がわかる資料を提出できること。
- ③ 過去2年以内に違法な活動歴がないこと。
- ④ 団体が政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- ⑤ 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。
- ⑥ 暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

(3) 老人クラブ及び老人クラブ連合会

- ① 老人クラブにあっては、申請日時時点で神奈川県内の市町村老人クラブ連合会もしくは指定都市老人クラブ連合会に加盟していること。または、令和5年10月1日以降に友愛活動があること。
- ② 令和5年10月1日以降申請日の属する月の前月まで、毎月、高齢者福祉に資する活動実績があること。
- ③ 申請時に事業実施等にあたっての誓約書及び活動実態がわかる資料を提出できること。
- ④ 過去2年以内に違法な活動歴がないこと。
- ⑤ 団体が政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- ⑥ 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。
- ⑦ 暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

(4) ケアラーズカフェ

- ① 令和5年10月1日以降、申請日の属する月の前月まで、毎月、介護者（ケアラー）の参加者が1名以上の活動実績があること。
- ② 申請時に事業実施等にあたっての誓約書及び活動実態がわかる資料を提出できること。
- ③ 過去2年以内に違法な活動歴がないこと。
- ④ 団体が政治活動又は宗教活動を行うことを目的としていないこと。
- ⑤ 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものではないこと。

⑥ 暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

(支援金の支給額)

第4条 支援金の支給額は、第2条各号に掲げる活動の種類・実施数に関わらず1団体あたり4万円とし、予算の範囲内で支給するものとする。

(支給申請)

第5条 支援金の支給を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 神奈川県高齢者居場所づくり等支援金支給申請書(第1号様式)
- (2) 神奈川県高齢者居場所づくり等支援金口座振込依頼書
- (3) 誓約書
- (4) 役員等氏名一覧表
- (5) 活動実態がわかる資料(定款、総会の議事録、ホームページ、リーフレット、チラシ広報物、広報メール等)

(支援金支給の決定及び通知)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に、支援金を支給することを決定した場合は、神奈川県高齢者居場所づくり等支援金支給決定通知書(第2号様式)により、支援金を支給しないことを決定した場合は、神奈川県高齢者居場所づくり等支援金不支給決定通知書(第3号様式)により、通知するものとする。

(支援金の支給)

第7条 知事は、前条により支援金の支給決定を受けた者に対して、通知した日から起算して30日以内に支援金を支給するものとする。

(活動実施報告)

第8条 支給決定を受けた者は、第5条に定める神奈川県高齢者居場所づくり等支援金支給申請書(第1号様式)のうち、活動計画に変更が生じた場合は、支援金の支給を受けた日から起算して60日以内に神奈川県高齢者居場所づくり等支援金活動実施報告書(第4号様式)により知事に報告しなければならない。

(暴力団排除)

第9条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、支援金支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ支援金の支給を受けようとする者又は支援金の支給を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

（支給決定の取消し）

第10条 知事は、支援金の支給決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、支援金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給決定を受けた者が、第8条の規定による活動実施の報告を行わなかったとき。
- (2) 支給決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けようとした事実が判明したとき。
- (3) 支給決定を受けた者が、前条第1項各号のいずれかに該当するとき。

2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を通知するものとする。

（支援金の返還）

第11条 知事は、前条の規定により支給決定の取り消しをした場合において、すでに支援金を支給しているときは、知事が別に定める期日までに、支給した支援金の全額又は一部を返還するよう命ずるものとする。

（その他）

第12条 その他、支援金の支給に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月5日から施行する。